

八戸市農業委員会 12 月総会議事録

日時：令和5年12月12日（火）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 17 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 欠	7 番 馬場 豊 欠	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 18 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 欠	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 欠	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 欠	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 欠
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）中里 紀文、 農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主事 若佐谷 龍太、主事 宮本 朋佳

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。 はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、馬場会長職務代理者、坂下農業委員、赤坂推進委員、梅津推進委員、上明戸推進員、鈴木推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、木村武美委員の御発声に続いてお願いいたします。
木村（武）委員	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は思わぬ雪に足元の悪い中、御出席頂きましてありがとうございます。先月の県大会には多くの方に出席して頂きました。重ねてお礼を申し上げます。先月末、国会議員の要請活動を行って参りました。補正予算成立後でしたので、三人の先生方も余裕をもって接して下さったなと思っております。内容ですが、下限面積廃止によって、これから農地等の取得がどういう風になるのか、先が見えないので不安を感じているという話と、燃料費、資材等の価格高騰に対する支援及び適正に価格に反映させていける仕組み、農産物が自分たちで値段を決められない部分がすごく大きいのでその対策として何か考えられないものか、ということ話をまいりました。また、鳥獣被害の中でイノシシの被害がひどいということで、水田への被害でイノシシが入った部分の刈り取りが出来る状態ではなくて、収穫せずにトラクターをかけたという話などをしてまいりました。また、

農業委員と推進委員で同じ仕事を一緒に活動しているので、農業委員と推進委員と分ける必要が本当にあるのかももう一度見直しをする時期ではないかと、なんとか見直して頂きたいという話をしてまいりました。あと、全国農業委員会会長代表者集会の中では、農水省の職員に農業実習を体験させてはどうでしょうかと。そしたら少しでも農業者の実状がわかって理解してもらえてこれからの政策に役に立つのではないかという意見が出ました。皆さんの思いでしたので拍手も湧きましたし、本当に現場の声を聞いての政策を打って欲しいという思いが、そういう意見に繋がったのではないかなと思って大会を終わって来ました。そういうことを先月には行ってまいりました。

それでは本日の議事につきましても慎重に御審議をくださいますようお願い申し上げます。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、10番 中村 正記 委員、12番 三浦 豊 委員両氏を指名いたします。

日程第 2
会長

次に、日程第 2、議案第 48 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

下館委員

下館から報告いたします。去る 11 月 29 日、阿達農業委員と木村武美農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 32 番と番号 33 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

はじめに番号 32 番について説明いたします。

3 条 32 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、兄弟です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、トマト、きゅうり、なす、枝豆等です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 10m、耕作道はありませんが、自己所有の農地を通じて耕作可能です。受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 50 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 1 人、兼業者は女 1 人です。農機具保有状況は、草刈機 5 台、耕運機、トラクター、軽トラック各 1 台を所有しております。

続きまして、番号 33 番について説明いたします。

3 条 33 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、トマト、きゅうり、なす、大根です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 2 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山

林地なしです。農業経験は 20 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、草刈機 2 台、耕運機、軽トラック、穴掘機各 1 台を所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

橘委員

橘から報告いたします。去る 11 月 29 日、阿達農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 34 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 34 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、夕顔です。申請者の過去 3 年間にける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 10m、耕作道はありませんが、受人の世帯員等所有の宅地を通じて耕作可能です。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地あります。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 1 人で、うち兼業者は男 1 人です。農機具保有状況は、草刈機 2 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 49 号、令和 5 年度第 11 号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第 49 号、令和 5 年度第 11 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。

資料の 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 49 件、使用貸借 4 件の計 53 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 11 名、貸し手 51 名で、利用権設定面積は、合計 143,194.70 m²でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具所有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番～4 番

番号 1 番から番号 4 番は同一の借り手によるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 6 年間、番号 1 番は使用貸借、番号 2 番から番号 4 番は賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 2 番と番号 3 番が 10 a 当たり年間モミ 60kg、番号 4 番が 10a 当たり年間 7,000 円でございます。

利用集積 5 番

番号 5 番、利用権の種類及び内容は、水稻と野菜を作付けするために 10 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 6 番

番号 6 番、利用権の種類及び内容は、小麦と大豆を作付けするために 5 年間使

	用貸借するものでございます。 資料の４ページをお開き願います。
利用集積 7 番～ 8 番	番号 7 番から番号 8 番は同一の借り手によるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 7 番は 2 年 9 か月、番号 8 番は 4 年 9 か月賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 7 番が水利費、番号 8 番が年間総額玄米 60 kg でございます。
利用集積 9 番	番号 9 番は、ねぎを作付けするために 1 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 10 番 ～ 53 番	番号 10 番から資料 11 ページの番号 53 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。 なお、この案件は下長の谷地田地区で行われる、農地中間管理機構関連農地整備事業に関連する貸借となります。 県が主体となり、令和 6 年度から令和 11 年度の 6 年間の工期で、区画整理工事 42.2 ha 暗渠排水工事 41.7ha の圃場整備を行う事業で、自作地を含む地区内の全ての農地について、15 年間以上の農地中間管理権を設定することが要件とされているため、自作地につきましては、借り手と貸し手が同一となっております。 該当地区の総地権者数は 137 名、総契約数は 156 件で、11 月から令和 6 年 2 月にかけて順次、地区内の全ての農地について、利用集積計画を作成する予定でございます。 公告年月日は、令和 5 年 12 月 18 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 （なしの声あり）
会長	御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 50 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

木村（武）委員

木村から報告します。去る 11 月 29 日、阿達委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 21 番を調査してまいりました。資料の 13 ページをお開き願います。
受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 21 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は売買です。転用目的は、資材置場、重機置場及び残土置場です。実施計画は、令和 6 年 1 月 10 日から令和 6 年 1 月 31 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は三社遺跡内ですが届出不要、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置し、全体的に砂利敷きします。立地条件は、八戸市立学校東地区給食センターから南西側約 250m に位置し、畑、牧場、宅地、原野、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 3 種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

阿達委員

阿達から報告します。去る 11 月 29 日、木村委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 22 番を調査してまいりました。

賃借人及び賃貸人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 22 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、地上権を設定する 20 年間の賃貸借です。転用目的は、全量自家消費のための太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 30 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置し、申請地北西側に畦畔を設置します。通路とする部分を砕石敷きします。立地条件は、八戸市立白銀南小学校から南西側約 200m に位置し、畑、宅地、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 3 種農地です。申請地は仮登記が設定されておりますが、転用事業者及び仮登記権利者ともに了承済みのため、問題はありません。その他の権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。転用面積が 3,000 ㎡を超える農地転用の案件については、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行うこととなります。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございません

か。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

会長

次に、日程第 5、報告第 44 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 11 月分でございます。資料の 15 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 158 番

～178 番

今回の届出は、資料 15 ページの番号 158 番から資料 22 ページの番号 178 番までの計 21 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 15 ページの番号 160 番と資料 16 ページの番号 162 番と資料 19 ページの番号 171 番は有り、その他は無しとなっております。いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長	御質疑なしと認めます。
日程第 6 会長	次に、日程第 6、報告第 45 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転用届出の撤回の 11 月分でございます。資料の 23 ページを御覧願います。 申請人それぞれの住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5 条届出撤回 1 番	番号 1 番、転用目的は住宅 1 棟建築で、令和 5 年 11 月 17 日付けで受理通知書を交付しておりましたが、撤回理由は、農地転用届出時の土地利用計画に変更が生じたためでございます。申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 7 会長	次に、日程第 7、報告第 46 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転用届出の 11 月分でございます。

	5条届出につきまして御報告いたします。資料の25ページを御覧願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条97番	番号97番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条98番	番号98番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条99番	番号99番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	次ページをお開き願います。
5条100番	番号100番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条101番	番号101番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条102番	番号102番、転用目的は敷地拡張でございます。
	次ページを御覧願います。
5条103番～ 105番	番号103番、番号104番、番号105番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	次ページをお開き願います。
5条106番～ 108番	番号106番、番号107番、番号108番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	次ページを御覧願います。
5条109番	番号109番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条110番	番号110番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。
5条111番	番号111番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
	次ページをお開き願います。
5条112番	番号112番、転用目的は宅地分譲でございます。
	いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
	以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)

会長	御質疑なしと認めます。
日程第 8	次に、日程第 8、報告第 47 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。
会長	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
宮本主事	事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 11 月分でございます。資料の 31 ページをお開き願います。 賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 17 番	番号 17 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。 受理通知年月日は、令和 5 年 12 月 18 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。 以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。 (協議案件、その他)
松橋事務局長	以上をもちまして、総会を閉会いたします。 皆様、大変お疲れ様でした。
	(閉会 午後 3 時 30 分)